

令和元年度事業報告

(令和元年5月1日～令和2年4月30日)

令和元年度においても、引き続き、公益社団法人として、それに相応しい協議会運営の下、公益性の高い諸施策を基本に置き、製造業部会及び小売業部会の両部会が連携しつつ、所管する公正競争規約の運用を中心としたそれぞれの部会固有の事業を効果的・積極的に推進するよう努めた。その推進に当たっては、一般消費者の視点に立って、一般消費者の自主的かつ合理的な選択に資するとともに、家電製品の取引の公正化を図り、もって国民生活の安定と業界の健全な発展に寄与することを目指した。

また、家電業界全体がより高度な表示等のルールを遵守するようにするため、「景品表示法」などの法令、「公正競争規約」などの自主規制ルールに関する啓発活動を積極的に実施することを通じ、会員におけるコンプライアンス関連人材の育成を支援するとともに、新規会員の加入促進なども図ることにより、当協議会の円滑かつ適切な運営に努めた。

第1 事業報告の概要

I 規約の厳正かつ適正な運用

1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進及び違反被疑事案の調査・是正指導

(1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置

会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は0件であった。

(2) 規約等の変更に伴う解説書の改訂及び改訂内容の周知

規約等の変更内容を踏まえ、規約解説書の改訂作業を推進した。

(3) 広告・表示に関わる調査・研究及び新たな基準の策定

スマートフォンにおける適正表示の在り方に関する検討、「菌等の抑制に関する用語使用基準」の変更案の策定等を行った。

2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進及び違反被疑事案の調査・是正指導

(1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置

会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は0件であった。

(2) 「景品規約遵守体制強化月間」の実施

第52回及び第53回景品規約遵守体制強化月間を実施した。

(3) 規約の周知徹底のための研修会等の開催及び支援

製造業部会及び小売業部会の地方支部が主催する景品規約研修会の開催を支援した。

3 小売業表示規約の周知徹底・普及促進及び違反被疑事案の調査・是正指導

(1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置

会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は3件であった（別紙）。

- (2) 規約等変更案の認定申請及び認定後における変更内容の周知
規約等の変更が認定、施行されたことを受け、全国16会場において変更内容の説明会を開催した。
 - (3) 二重価格表示問題をテーマとする消費者団体との懇談会等の開催
家電業界における二重価格表示問題をテーマとして、消費者団体4団体との懇談会を開催した。
- 4 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策
- (1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用
 - ア アンケート調査の実施
第94回及び第95回消費者モニターアンケート調査を実施した。
 - イ 消費者懇談会の開催
消費者団体5団体及び関係行政機関4機関の参加を得て、第25回消費者懇談会を開催した。
 - (2) メーカー希望小売価格撤廃情報の周知
毎月、製造業部会会員各社のメーカー希望小売価格の撤廃情報を当協議会のホームページに掲載した。
 - (3) シンボルマーク認知度向上キャンペーンの実施等広報活動の推進
 - ア シンボルマーク認知度向上キャンペーンとして、『「ただしちゃん」を探そう！2020」を実施した。
 - イ 会報「家電公取協ニュース」第152号から第156号を刊行した。
 - ウ フェイスブックページを通じ、当協議会の活動状況等について発信した。
 - (4) 規約の啓発活動による会員における規約遵守関連人材の育成支援
 - ア 景品規約の周知徹底を図るため、製造業部会及び小売業部会の地方支部における規約研修会の開催を支援した。
 - イ 小売業表示規約等の変更内容の周知徹底を図るため、全国16会場において説明会を開催した。
 - (5) 部会間、支部間における連携の強化
 - ア 小売業部会の事業である「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施について、製造業部会が協力するなど製造業及び小売業両部会が緊密に連携して事業活動を行った。
 - イ 製造業部会においては、「全国支部活動連絡会議」を開催し、支部間及び本部・支部間の連携強化を図った。
 - (6) 関係行政機関、都道府県、関係団体との連携の強化
規約の運用に関する消費者庁への意見照会、協議会主催諸会合への関係行政機関

担当官の参加、「正しい表示 店頭キャンペーン」への都道府県担当官及び消費者団体の参加、消費者団体との懇談会の開催、関係工業会が策定する自主基準案に関する審議等を通じ、関係行政機関、関係団体等との連携の強化を図った。

II 公正な取引の推進

独占禁止法、景品表示法等に関連するセミナーの開催、具体的な調査・研究等を通じ、会員のコンプライアンスの向上及びコンプライアンス関連人材の育成を支援した。

(1) 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」の内容を周知するための説明会の開催

東京、大阪、福岡において、それぞれ、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」の説明会を開催した。

(2) 消費増税に関連した競争政策の動向の把握及び「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の内容の周知

「消費税転嫁対策特別措置法Q&A」を作成し、東京、大阪において、それぞれ、同Q&Aの説明会を開催した。

III 家電業界の変化に対応した公益社団法人体制下における協議会の適正な運営

会員企業・団体の拡大に向けた取組を進めるとともに、業界の変化に対応した当協議会の事業内容、組織等の見直しと再構築に努めた。また、会員専用サイトを積極的に活用することにより、会員間における情報共有の強化及び迅速化を図った。

(1) 新規会員の入会

株式会社メルコホールディングス、DynaBook株式会社、ハイアールジャパンセールス株式会社が当協議会に入会した。

(2) ヘルパー委員会と取引公正化推進研究会の統合

ヘルパー委員会と取引公正化推進研究会を統合し、新たに取引公正化推進委員会を設置した。

(3) 製造業部会地方支部の今後の在り方に関する検討

製造業部会地方支部の今後の在り方について検討を行い、製造業部会地方支部は、今後、その置かれた区域において、①当協議会が運用する3つの公正競争規約の普及・啓発及び②関係行政機関及び関係団体との連携強化を積極的に推進していくこととされた。

(4) 会員専用サイトの積極的活用による会員間の情報共有の強化及び迅速化の推進

令和元年5月、「会員専用サイト」システム改訂を完了し、情報共有の強化、迅速化を図った。

IV 会議の開催状況

1 総会

- (1) 令和元年度定時社員総会 令和元年7月16日
- ・平成30年度収支決算の承認
 - ・役員を選任

2 理事会

- (1) 令和元年度第1回理事会（書面） 令和元年6月21日
- ・平成30年度事業報告の承認
 - ・平成30年度収支決算の承認
 - ・令和元年度定時社員総会開催の承認
 - ・DynaBook株式会社の入会の承認
- (2) 令和元年度第2回理事会 令和元年7月16日
- ・令和元年度収支予算補訂の承認
- (3) 令和元年度第3回理事会 令和元年7月16日
- ・会長等の選定
- (4) 令和元年度第4回理事会（書面） 令和元年9月27日
- ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約等の変更の承認
- (5) 令和元年度第5回理事会（書面） 令和2年1月29日
- ・ハイアールジャパンセールス株式会社の入会の承認
- (6) 令和元年度第6回理事会（書面） 令和2年4月17日
- ・令和2年度事業計画の承認
 - ・令和2年度会費の承認
 - ・令和2年度収支予算の承認
 - ・定款及び規程の変更等の承認
 - ・職員の昇格の承認

3 懇談会

- 第25回消費者懇談会 令和2年2月21日
- ・参加者：消費者団体5団体（5名）、行政機関4機関
 - ・テーマ：製造業部会

「家電製品の表示に関してカタログ等の宣伝広告、取扱説明書において課題と感じられること」

「スマートフォンの表示において課題と感じられること」

: 小売業部会

「チラシや店頭（接客を含む）において課題と感じられること」

「家電製品通販（インターネット、テレビ、新聞）において課題と感じられること」

第2 製造業部会の事業報告

I 規約の厳正かつ適正な運用等

1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査・是正指導等

(1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置

会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は0件であった。

(2) 規約等の変更に伴う解説書の改訂及び改訂内容の周知

製造業表示規約及び同施行規則の一部変更を受け、製造業表示規約解説書の改訂作業を推進した。

(3) 取引環境の変化に即した広告・表示に関わる課題に関する調査・研究及び運用基準等の見直し等

ア 運用基準等において示されている「前提条件」、「補足事項」等の表示方法について確認を行うとともに、これを踏まえ、運用基準等により訴求内容に関連して表示が義務付けられている事項及びその表示方法の整理・明確化を図るための検討を行った。

イ スマートフォンを表示媒体とする場合における「前提条件」、「打消し表示」、「補足事項」等の適正表示の在り方について検討を行った。また、この検討の参考とするため、消費者モニターアンケートを実施した。

ウ 「菌等の抑制に関する用語使用基準」の見直しを行うとともに、関連する要請文書等の内容を同基準へ組み入れるための検討を行い、その変更案を作成した。

エ 「家電品の原産国表示に関する運用基準」において示されている「実質的な製造又は加工」の判断基準について、具体的事例に関する消費者庁への意見照会結果も踏まえ、検討を行った。

オ 民法改正（契約不適合責任等）が保証書等の表示に与える影響について検討を行った。

カ I o T家電等に関連した行政機関、関連団体等の動向について情報を収集し、意見交換を行った。

2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査・是正指導等

(1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置

会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は0件であった。

(2) 「景品規約遵守体制強化月間」の実施

「景品規約遵守体制強化月間」を2回（令和元年5～7月、10～12月）実施し、製品業景品規約の遵守の推進を図った。

(3) 規約の周知徹底のための研修会、勉強会の開催及び支援

景品規約の周知徹底を図るため、製造業部会3支部及び小売業部会1支部における販促責任者、販促担当者等を対象とする規約研修会の開催を支援した。

(4) 事例の研究と事例集の作成

景品類の重複提供の際の「同一の取引」の考え方について、消費者庁への照会結果に基づき取りまとめ、その内容を研修用テキストに反映するとともに、「商品購入者紹介企画」に関する事例集を作成した。

(5) 規約の運用に関する地方支部及び小売業部会との連携

製造業部会地方支部と連携し「景品規約遵守体制強化月間」を実施するとともに、製造業部会及び小売業部会の地方支部における景品規約研修会の開催を支援した。

3 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用

ア 次のとおり、消費者モニターアンケート調査を実施した。

(ア) 「家電業界のメーカー説明員について」（令和元年6月～7月）

(イ) 「スマートフォンにおける注釈の表示について」（令和2年4月）

イ 令和2年2月21日、名古屋において、消費者懇談会を開催し、「家電製品の表示に関して、カタログ等の広告、取扱説明書において課題と感じられること」、「スマートフォンの表示において課題と感じられること」について、消費者団体5団体から御意見、御要望を聴取した。

(2) メーカー希望小売価格撤廃情報の周知

不当な二重価格表示の未然防止を図る観点から、毎月、会員各社の過去1年分の「価格撤廃商品一覧表」を作成し、価格撤廃情報として当協議会のホームページに掲載し、周知に努めた。

(3) 広報活動の推進

ア 一般消費者が当協議会の会員、非会員を容易に識別でき、安心して商品選択ができる取引環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図るため、令和2年2月～3月、シンボルマーク認知度向上キャンペーン「『ただしちゃん』を探そう！2020」を実施し、851件の応募をいただいた。

イ 当協議会の会報（「家電公取協ニュース」、「家電公取協の活動報告」）、ホームペー

ジ、フェイスブックページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的な広報に努めた。

(4) 地方支部との連携強化及び小売業部会との連携・協力等

ア 令和元年10月、「全国支部活動連絡会議」を開催し、関係専門委員会や支部活動における諸課題及び取り組み事例の報告並びに製造業部会地方支部の今後の在り方に関する意見交換を行った。

イ 令和2年4月に開催を予定していた「全国支部長会議」については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面手続により実施した。各支部の令和元年度の活動状況及び令和2年度取り組み計画並びに関係専門委員会からの報告・要請等を会員専用サイトに掲載・共有した。

ウ 小売業部会が実施する「正しい表示 店頭キャンペーン」及び本部チラシ調査(令和元年6月、12月)並びに小売業部会各支部が実施する「支部調査活動強化月間」の実施に協力するなど小売業表示規約の周知徹底、普及促進に協力した。

また、製造業・小売業両部会の効率的な支援・協力の仕組みについて検討を行った。

エ 小売業支部事務局長会議や小売業部会地区連絡会などへの参加を通じ、小売業表示規約の周知徹底及び景品表示法の普及・啓発に協力した。

(5) 行政機関及び関係団体との連携強化等

ア 規約の運用に関連して、必要に応じ、消費者庁に対し意見照会を行うなど、行政機関と緊密に連携した規約の適正な運用に努めた。

イ 都道府県の景品表示法担当官に製造業部会地方支部が開催する支部総会、規約研修会に参加していただくことなどを通じて、当協議会の活動に対する理解を深めてもらえるよう努めた。

ウ (一社)日本電機工業会及び(一社)電子情報技術産業協会からの要請に基づき、以下の自主基準等について審議を行い、承認した。

(ア) (一社)日本電機工業会からの審議要請案件

- ・「電子レンジの呼称」の見直しについて
- ・「充電式掃除機の表示」の改定について
- ・「電気ポットプレート、電気グリルパン、電気なべの深さ及び大きさの表示」の見直しについて

(イ) (一社)電子情報技術産業協会からの審議要請案件

- ・「青少年インターネット環境整備法に係わる注意喚起表示ガイドライン」の改定について
- ・テレビにおける倍速等の表示について

II 公正な取引の推進

1 独占禁止法、景品表示法等に関連するセミナーの開催、調査・研究等を通じた会員におけるコンプライアンス向上の推進及びコンプライアンス関連人材育成の支援

(1) 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」の内容周知のための説明会の開催

「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」の内容の周知を図るため、令和元年7月に東京、8月に大阪、令和2年1月に福岡において、それぞれ説明会を開催した。

(2) 消費税率引上げに関連した競争政策の動向の把握及び「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の内容の周知

令和元年10月の消費税率引上げに際し、「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」を踏まえ、会員事業者において宣伝・広告や消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、消費税転嫁対策特別措置法及び同ガイドラインに関するQ&Aを作成するとともに、令和元年7月に東京、同年8月に大阪において、それぞれ、同Q&Aに関する説明会を開催した。

(3) デジタル・プラットフォーマーに関連した競争政策の動向の把握

公正取引委員会が公表した「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の内容について情報共有を行うなどデジタル・プラットフォーマーに関連した競争政策の動向の把握に努めた。

2 消費者の適正な商品選択を確保する観点からのメーカー説明員に関連した調査・検討

(1) 会員各社が個々に定めた自主基準の遵守状況を把握するため、令和元年7月に東京・大阪地区、同年12月に東京・広島地区において、本部委員による自社の派遣説明員の識別マークの着用状況に関する実態調査を行った。

(2) メーカー説明員の識別マークの着用状況や一般消費者に対する対応実態について把握するため、令和元年6月～7月、メーカー説明員に関する消費者モニターアンケートを実施した。

(3) 会員メーカーによる説明員派遣業務の適正な実施に資するため、関係法令、ガイドライン及びそれらの解説等を「メーカー説明員に係る資料集」として取りまとめ、会員専用サイトに掲載・共有した。

III 家電業界の変化に対応した公益社団法人体制下における当協議会の適正な運営

会員企業・団体の拡大を促進する取組を推進するとともに、家電業界の変化に対応した当

協議会の事業内容、組織等の見直しと再構築に努めた。また、会員専用サイトの積極的活用による会員間の情報共有の強化及び迅速化を図った。

(1) 新規会員の入会促進のための取組みを推進した結果、平成元年5月1日に株式会社メルコホールディングス、同年7月1日にDynaBook株式会社、令和2年2月1日にハイアールジャパンセールス株式会社が、それぞれ当協議会に入会した。

(2) 令和元年度においても、引き続きプロジェクトチーム等の活動により事業全般に係わる課題に対応した。具体的には、次のとおり、事業運営の効率化、業務の標準化を推進するとともに、事業運営上の今後の諸課題についても検討を行った。

ア 家電業界における取引の公正化をより一層効果的に推進するとの観点から、令和元年6月1日付でヘルパー委員会と取引公正化推進研究会を統合し、新たに取引公正化推進委員会を設置した。

イ 製造業部会地方支部について、事業運営の実態に基づき、検討すべき論点の整理を行った上で、その今後の在り方に関する検討を行った。この結果、製造業部会地方支部は、今後、その置かれた区域において、①当協議会が運用する3つの公正競争規約の普及・啓発及び②関係行政機関及び関係団体との連携強化を積極的に推進していくこととされた。また、これに伴い、「景品規約遵守体制強化月間」については、令和2年度から「景品規約普及強化月間」に名称を改め、研修会の開催等景品規約の普及・啓発により重点を置いた事業として実施することとされた。

ウ 令和元年5月、会員が多くの情報を効率的かつ効果的に共有し、協議会活動の更なる活性化を図ることを目的として実施していた「会員専用サイト」の改訂作業を完了した。

IV 会議等の開催状況

1 製造業部会役員会（書面）	令和2年4月2日
2 運営委員会	11回開催
3 専門委員会	
(1) 広告委員会	8回開催
(2) 表示委員会	6回開催
(3) 景品委員会	5回開催
(4) 取引公正化推進委員会	4回開催
4 全国支部長会議等	

- (1) 全国支部活動連絡会議 令和元年10月18日
(2) 第38回全国支部長会議（書面） 令和2年 4月20日

5 セミナー・研修会

(1) セミナー

ア 「流通・取引慣行ガイドラインQ&A」に関する説明会

(東京) 令和元年7月29日

(大阪) 令和元年8月28日

(福岡) 令和2年1月22日

講師：取引公正化推進委員会 委員 荻野 晃弘 氏

委員 小笠原 慶紀 氏

イ 「消費税転嫁対策特別措置法Q&A」に関する説明会

(東京) 令和元年7月29日

(大阪) 令和元年8月28日

講師：取引公正化推進委員会 委員 荻野 晃弘 氏

委員 小笠原 慶紀 氏

(2) 研修会

合同研修会

令和元年12月18日

ア 「東京2020パラリンピックの成功に向けて～共生社会実現への道～」

講師：日本障がい者協会常務理事

日本パラリンピック委員会副委員長

高橋 秀文 氏

イ 「東京オリンピック・パラリンピックが社会にもたらす影響」

講師：東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

副事務総長

古宮 正章 氏

第3 小売業部会の事業報告

I 規約の厳正かつ適正な運用等

- 1 小売業表示規約及び製品業景品規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査・是正指導等

(1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置

会員の小売業表示規約違反被疑事案3件について、厳正かつ適正な措置を講じ、措置結果については、その概要をホームページに掲載した（別紙）。

なお、アウトサイダーによる小売業表示に関する景品表示法違反被疑事案4件について、消費者庁に対し申告を行った。

会員の製品業景品規約違反被疑事案に対する措置件数は0件であった。

(2) 小売業表示規約変更案の認定申請及び認定後における変更内容に関する説明会の実施

令和元年10月、小売業表示規約の変更案について認定申請を行った。同変更案は、同年11月に認定され、同年12月に官報告示（施行）された。これを受け、全国16会場において説明会を開催し、変更内容の周知徹底に努めた。

(3) 「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施

令和元年度「正しい表示 店頭キャンペーン」を、令和元年9月18日実施の石川県支部から、令和2年2月13日実施の千葉県支部まで、47都道府県で実施した（沖縄県は製造業部会沖縄支部が実施）。同キャンペーンには、都道府県の景品表示法担当者や消費者団体にも参加いただいているところ、景品表示法担当者については42都道府県で計72名の、また消費者団体については15府県で計34名の参加が得られた。全国共通調査項目は、「自店平常価格との二重価格表示」、「チラシ表示価格と店頭表示価格の整合性」、「具体的期日の記載がない期間限定表示」の3項目であった。

(4) チラシ表示調査の実施

本部において、小売業表示規約第3条（チラシ等の必要表示事項）、同第4条（チラシ等の家電品の取引条件に係る必要表示事項）及び同第5条（特定用語の使用基準）に関するチラシの表示状況の調査を実施（令和元年6月、12月）するとともに、小売業部会各支部において「支部調査活動強化月間」を実施することを通じて、チラシ等における表示の適正化を推進した。

(5) 規約の運用に関連した諸課題への対応

ネット通販における「福袋企画」の規約上の取扱いなど、ネット通販に特有な規約運用上の論点について検討を行い、考え方を整理した。

2 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用

ア 令和2年2月21日、名古屋において、消費者懇談会開催し、「チラシや店頭において課題と感じられること」及び「家電製品通販において課題と感じられること」について、消費者団体5団体から御意見、御要望を聴取した。

イ 令和元年6月、家電業界における二重価格表示問題への対応の一環として、消費者庁担当官の参加の下、同問題をテーマとして、消費者団体4団体との懇談会を開催し、御意見、御要望を聴取した。

(2) 広報活動の推進

ア 一般消費者が当協議会の会員、非会員を容易に識別でき、安心して商品選択が

できる取引環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図るため、令和2年2月～3月、シンボルマーク認知度向上キャンペーン「『ただしちゃん』を探そう！2020」を実施し、851件の応募をいただいた。

イ 当協議会の会報（「家電公取協ニュース」、「家電公取協の活動報告」）、ホームページ、フェイスブックページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的な広報に努めた。

（3）地方支部活動の推進

ア 小売業部会各地方支部において定例会、総会を開催し、円滑かつ適正な支部活動の推進を図った。

イ 地方支部独自の規約に関する調査を実施するとともに、必要に応じ、「支部規約指導委員会」を開催し、規約違反に対する指導、是正措置等の活動を行った。

ウ 変更された小売業表示規約の変更内容の周知徹底を図るため、全国7会場において、小売業部会地方支部向けの説明会を開催した。

エ 製品業景品規約に関し、地方支部主催の規約説明会を開催するなど支部を通じた会員への周知、普及活動を行った。

（4）行政機関との連携の強化等

ア 規約の運用に関連して、必要に応じ、消費者庁に対し意見照会を行うなど、行政機関と緊密に連携した規約の適正な運用に努めた。

イ 「正しい表示 店頭キャンペーン」について、42都道府県の景品表示法担当官に参加いただくなど、都道府県と緊密に連携し、実施した。

ウ 家電業界における二重価格表示問題をテーマとして開催した消費者団体との懇談会に消費者庁の担当官に参加いただくなど、当協議会の問題意識に対する理解を深めてもらえるよう努めた。

II 公正な取引の推進

令和元年10月の消費税率引上げに際し、前回の引上げ時に取りまとめた消費税率引上げに関連する表示上の留意事項を見直し、改訂したQ&Aに基づき、景品表示法、消費税転嫁対策特別措置法及び消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）に関する勉強会、意見交換を行った。

III 会議等の開催状況

1 小売業部会役員会

令和元年7月16日
令和2年4月2日（書面）

2 本部規約指導委員会

令和元年6月11日

令和元年9月12日

令和元年11月15日

令和2年3月6日(書面)

3 家電小売業における表示に関する消費者との懇談会

令和元年6月11日

参加者：消費者団体 4団体4名、消費者庁担当官

本部規約指導委員会委員

テーマ：家電業界における二重価格表示について

以上

(別紙)

「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約」被疑事案処理の状況 (処理順)

令和元年5月1日から令和2年4月30日までの期間に措置した事案

No.	事案の内容	抵触条項	措置
1	インターネット通販でダイエット器具を販売するに当たり、「限定30台」と表示し、あたかも先着30台に限り有利な取引条件で購入できるかのように訴求していたが、実際には、対象台数を増加させており、当該取引条件が適用されるのは30台限定ではなかった。	小売業表示規約第7条第12号	口頭注意 処理完了日 R1.6.3
2	インターネット通販で、「お楽しみ箱」と称する家電品を販売するに当たり、販売価格や「〇〇円相当の家電品詰め合わせ」「当たり 激選アイテム詰め合わせの代わりに下記1点をお届け! ※商品は一例です。」といった表示を行っていたが、 (1) 詰め合わせられている家電品については、①品名及び型名、②製造事業者又は商標名を (2) 下記1点の家電品のうち、 ア 例示されていたものについては、型名を、 イ 例示されていなかったものについては、①品名及び型名、②製造事業者名又は商標名をそれぞれ、表示していなかった。	小売業表示規約第3条第1項	口頭注意 処理完了日 R1.9.18
3	新聞折込チラシで20%ポイント還元セールを訴求するに当たり、「対象商品」「インクカートリッジ」と記載することにより、あたかも、全てのインクカートリッジが20%ポイント還元の対象商品であるかのように表示していたが、実際は、プリンターメーカー純正のインクカートリッジは当該セールの対象外であり、非純正インクカートリッジのみが当該セールの対象であった。	小売業表示規約第7条第12号	口頭注意 処理完了日 R2.2.28